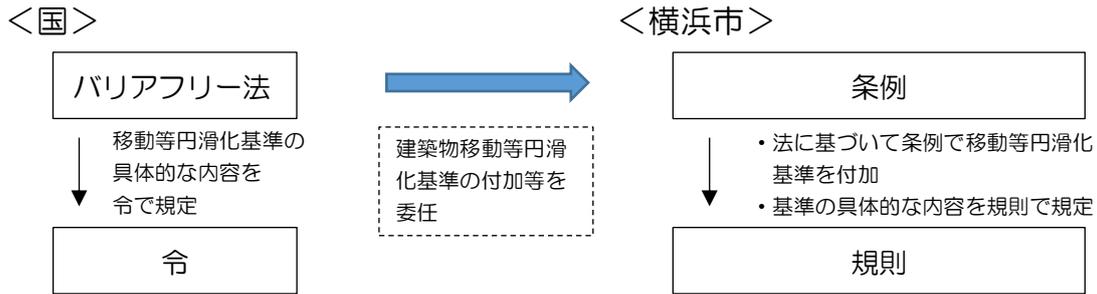


# 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

## ■ 法律、条例及び規則の関係性

本市では高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）に基づき、横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」といいます。）を制定しています。

条例ではバリアフリー法の委任を受けて、移動等円滑化基準<sup>※1</sup>の付加をしており、基準の具体的な内容を規則で規定しています。



## ■ 一部改正内容の概要（別表第1の4の追加）

令和2年12月に公布された令の一部改正により、500㎡未満の小規模な特別特定建築物<sup>※2</sup>についての建築物移動等円滑化基準が緩和されました。令の一部改正を踏まえ、本市における500㎡未満の小規模な特別特定建築物について建築物移動等円滑化基準のあり方を検討しています。

検討が終わるまでの暫定的な対応として、令の一部改正の施行日である令和3年10月1日以降も500㎡未満の小規模な特別特定建築物について、現在と変わらない建築物移動等円滑化基準が適用されるよう改正を行います。

### 500㎡未満の小規模な特別特定建築物に係る基準の改正概要

（現行基準）



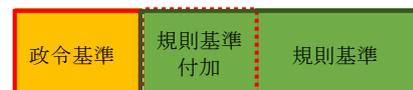
政令による建築物移動等円滑化基準を一部緩和

（政令改正後）



政令改正により緩和された建築物移動等円滑化基準を条例で付加（現行と変わらない基準）

（規則改正後）



※1 移動等円滑化のために必要な建築物の構造及び配置に関する基準

※2 不特定かつ多数の者が利用し、主として高齢者、障害者等が利用する建築物で令及び条例で定めるもの

## ■ 施行日

令和3年10月1日（令の一部改正の施行日）